

品川区保護者である者の教育委員会委員候補者公募要綱

制定 令和5年6月20日 区長決定 要綱第136号

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という）第4条第5項の規定に基づき、保護者である者の教育委員会委員の一部または全部を任命するため、その候補者を公募し、選考することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公募方法等)

第2条 公募にあたっては募集要項を作成し、品川区広報紙および品川区ホームページにより区民に周知するものとする。

(応募資格)

第3条 候補者として応募できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 候補者として応募しようとする日において、品川区長の被選挙権を有しており、かつ、任用日において引き続き品川区長の被選挙権を有していることと見込まれること。
- (2) 法第4条第3項各号に該当しないこと。
- (3) 法第6条の規定する者に該当しないこと。
- (4) 任用日現在、中学生以下の者の保護者であること。
- (5) 品川区に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する品川区の住民基本台帳に記録されていること。

(応募方法)

第4条 候補者として応募しようとする者は、区長が別に定める期日までに、所定の申込書に別に定める課題に対する小論文を添え、区長に提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 候補者の選考は、次に掲げる方法で行うものとする。

- (1) 第1次選考 申込書および小論文による選考

(2) 第2次選考 第1次選考合格者に対する面接による選考

(選考委員会の設置)

第6条 候補者の選考にあたり、公平かつ適正な選考を確保するため選考委員会を設置する。選考委員の選任については別に定める。

(候補者の決定)

第7条 選考委員会は第5条に掲げる選考を行い、その結果を区長に報告する。

2 区長は前項の報告を受け、内容を確認し適当と認めるときは、候補者を決定する。ただし、応募がなかった場合、選考委員会で候補者決定に至らなかった場合は、再募集を行うことができる。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年6月1日から適用する。